

別表6 許可を受けた後の届出

※確認資料については、別表5も参照ください。

1 変更等の届出

(1) 許可申請書の内容に変更が生じた場合

ア 経営業務管理体制に係る常勤役員等やそれを補佐する者の変更(2週間以内に提出)

提出書類	添付書類
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面) ②「常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書(様式第7号)」 又は「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第7号の2)」(第1面～第4面) ※様式第7号が第7号の2のいずれかを提出 ③役員等の一覧表(様式第1号別紙一) ④「常勤役員等の略歴書」(様式第7号別紙) ⑤「常勤役員等の略歴書」(様式第7号の2別紙1)及び「常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書」(様式第7号の2別紙2) ※④又は⑤のいずれかを提出。	・経験年数と常勤性についての確認書類 (別表5 P24～25参照) ・代わるべきものが役員として新任の場合は、1-(1)-エ-5「法人役員の氏名(代表者を含む)」を参照
代わるべき者がいないとき → (3) 許可の要件を欠くことになった場合参照	

イ 専任技術者の変更、追加(2週間以内に提出)

提出書類	添付書類
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面) ②専任技術者証明書(様式第8号) ③別紙4「専任技術者一覧表」 【特定建設業に必要な場合】 ③指導監督的実務経験証明書(様式第10号)	・専任技術者の要件を証明する書類 ・専任技術者の常勤性についての確認書類 ※詳細は別表5 p26～参照
営業所新設に伴うとき	→ 1-(1)-エ-3「営業所の新設」参照
代わるべき者がいないとき	
いずれかの営業所で要件を満たすとき	→ 1-(1)-エ-2「従たる営業所の廃止」 又は1-(1)-エ-3「営業所の業種変更」参照
いずれの営業所でも要件を満たさなくなるとき	→ (3) 許可の要件を欠くことになった場合 参照

ウ 営業所の令3条の使用人の変更(2週間以内に提出)

提出書類	添付書類
既存の営業所で新任の使用人に変更したとき	
① 変更届出書(様式第22号の2)(第1面) ②誓約書(様式第6号) ③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号) ④建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第13号)	・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(法務局発行)及び成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長の証明書(本籍地のある市町村発行) ・常勤性についての確認書類(提示)※別紙5 P24と同じ ・契約締結などの権限を証する書類(提示)
営業所新設に伴い新任の使用人をおいたとき	→ 1-(1)-エ-3「営業所の新設」参照
営業所間で異動するとき	→ 1-(1)-エ-8参照

エ 商号又は名称及び営業所に係る変更(30日以内に提出)

提出書類	添付書類
1 商号又は名称の変更	
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面)	登記事項証明書(法人の場合)
2 営業所の名称、所在地の変更	
主たる営業所の名称のみ変更	
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面・第2面)	登記事項証明書(法人の場合)
主たる営業所の所在地の変更	
主たる営業所を福島県内で移転したとき	
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面)	登記事項証明書(法人の場合)
主たる営業所を福島県外へ移転したとき	→ 許可換えの申請を要する
従たる営業所の名称、所在地の変更・移転	
①変更届出書(様式第22号の2)(第2面)	登記事項証明書(法人で支店登記がある場合)
従たる営業所の廃止(あわせて「専任技術者の変更又は削除」の届出も必要)	
①変更届出書(様式第22号の2)(第2面) ②建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)	登記事項証明書(法人で支店登記がある場合)

提出書類	添付書類
3 営業所の新設又は営業所の業種変更	
①変更届出書(様式第22号の2)(第2面) ②誓約書(様式第6号) ※新しい役員又は令3条の使用人がいない場合は不要 ③専任技術者証明書(様式第8号) ④指導監督の実務経験証明書(様式第10号) ※特定建設業に必要な場合のみ提出 ⑤建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号) ※業種変更で令3条の使用人の状況に変化がない場合は不要 ⑥建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第13号) ※業種変更で新しい役員又は令3条の使用人がいない場合は不要	・登記事項証明書(法人で支店登記がある場合) ・専任技術者の要件を証明する書類 ・専任技術者及び使用人の常勤性についての確認書類 ・使用人の契約締結などの権限を証する書類(提示) ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(法務局発行)及び成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長の証明書(本籍地のある市町村発行) ※詳細は別表5 p26~参照
4 資本金額(又は出資総額)	
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面) ②株主調書(様式第14号) 【総株主の議決権の100分の5を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている個人に異動がある場合は、以下も提出】 ③役員等の一覧表(別紙一) ④誓約書(様式第6号) ⑤役員等の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号)	・登記事項証明書
5 法人役員等の氏名(代表者を含む)	
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面) ②役員の一覧表(別紙一) 【役員等が新任の場合は、以下も提出】 ③誓約書(様式第6号) ④役員等の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号) ※常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の略歴書(別紙)を提出の場合は不要。	・登記事項証明書 ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(法務局発行)及び成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長の証明書(本籍地のある市町村発行) ※顧問、相談役及び株主等は除く。
6 個人業者の氏名(同一人のとき)	
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面)	・戸籍抄本 ※事業主が代わる場合は、新たな許可の申請が必要
7 支配人の氏名	
同一人のとき	
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面)	登記事項証明書
支配人の変更、又は新たな支配人の選任	
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面) ②誓約書(様式第6号) ③支配人の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号)	・登記事項証明書 ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(法務局発行)及び成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長の証明書(本籍地のある市町村発行)
8 建設業法施行令第3条に規定する使用人	
営業所間の異動	
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面) ②建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)	
9 組織の変更	
個人から法人組織としたとき → 従前の許可を廃棄し、法人として新規許可の申請が必要	
株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社、(事業)協同組合、協業組合、企業組合間の組織変更	
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面) ②株主調書(様式第14号) 【総株主の議決権の100分の5を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている個人に異動がある場合は、以下も提出】 ③役員等の一覧表(別紙一) ④誓約書(様式第6号) ⑤役員等の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号)	・登記事項証明書 ・定款

(2) 事業年度が終了した場合

事業年度(決算期)が終了後4カ月以内に提出するもの(毎年必ず提出)

提出書類	個人	法人
①変更届出書(事業年度終了用)	○	○
②工事経歴書(様式第2号)	○	○
③直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)	○	○
④(個人)貸借対照表(様式第18号)、損益計算書(様式第19号)	○	
⑤(法人)貸借対照表(様式第15号)、損益計算書・完成工事原価報告書(様式第16号)、株主資本等変動報告書(様式第17号)、注記表(様式第17号の2)、附属明細表(様式第17号の3) ※附属明細表は、特例有限会社を除く株式会社のうち、資本金1億円を超える会社、又は直前の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である会社が提出する		○
⑥納税証明書(事業税 提出時に取得できる直近の事業年度のもの)	○	○
⑦事業報告書(任意様式) ※特例有限会社を除く株式会社は提出する		△
⑧使用人数(様式第4号)		変更があれば添付する
⑨建設業法施行令第3条に規定する使用人一覧表(様式第11号)		
⑩定款		
⑪健康保険等の加入状況(様式第7号の3)		

(3) 許可の要件を欠くことになった場合(2週間以内に提出)

変更事項	提出書類	備考
経營業務の管理体制に係る常勤役員等やそれを補佐する者を欠いたとき	①届出書(様式第22号の3) ②廃業届(様式第22号の4)	
専任技術者を欠いたとき	①届出書(様式第22号の3) ②廃業届(様式第22号の4) ③「その他の営業所の廃止」の届出	②代わる者がいないとき ③代わる者がいるとき
欠格要件(建設業法第8条第1号及び第7号から第13号まで)に該当するに至ったとき		※「許可の取消」事由に該当

(4) 建設業を廃業するとき(30日以内に提出)

事項	届出をすべき者	提出書類
許可を受けた個人の建設業者が死亡したとき	その相続人	廃業届 (様式第22号の4)
許可を受けた法人が合併により消滅したとき	その法人の役員であった者	
許可を受けた法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	その清算人	
許可を受けた法人が破産手続開始の決定により解散したとき	その破産管財人	
許可を受けた建設業を廃止したとき	個人であるときはその者 法人であるときはその役員	
許可を受けた個人の建設業者が法人を設立し、個人の営業を廃止したとき	個人事業主	